



○人事異動のお知らせ

平成25年11月1日より一般職員の佐藤英里が休暇のため後任として、^{こしかわあすさ}越川 梓（飯舘村蕨平）が着任しましたのでよろしくお願いします。



この度、一般職員として入りました。まだまだ分からない事がありますが、早く会員の皆様のお役に立ち、力になればと思っております。

これから、頑張っ^てまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○商工会復興本部経過報告

日時 平成25年10月17日（木）

場所 飯舘村商工会臨時事務所

議題 帰村に向けての課題の整理

震災復興支援アドバイザーが同席しました

中小機構センター福島 柳沼芳裕（中小企業診断士）

中小機構センター福島 副参事 松尾伸一



○花いっぱい事業活動報告

10月26日（土）から27日（日）に飯坂町「パルセいいざか」で開催されたいいたて村文化祭の会場にて、26日（土）来場される村民の方先着150名様に、商工会女性部で作成した「廃材を利用した植木鉢」にミニ観葉植物を入れて配布しました。



また、同時に（公財）相双法人会飯舘支部でも、来場者先着150名様に風船の無料配布を行いました。雨の降りしきり中でしたが、ミニ観葉植物を受け取った方、風船を受け取った方には大変喜ばれました。



○建設機械等運転技能講習受講者募集のご案内

平成25年度福島雇用促進支援事業（厚生労働省福島労働局委託事業）として下記の日程で技能講習が開催されます。この機会に建設機械等の運転資格を取得してみませんか？

尚、各会場とも定員が10名までとなっており、応募者多数の場合は、募集を早めに締切ることがありますのでご了承下さい。

申込用紙は、商工会にございますのでご連絡下さい。

**受講料
無料**

講座内容	開催日	会場	実施期間・問合せ先	定員	募集期間
小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛け講習	H25. 12. 18（水） ～12. 26（木）	伊達市原島95 （北部日本自動車学校）	㈱北部自動車学校 024-583-3331	10名	H25. 11. 1（金） ～11. 30（土）
	H25. 12. 23（月） ～12. 28（土）	本宮市高木字舟場6-1 （本宮・田村自動車学校）	石橋建設工業㈱ 0243-34-1010	10名	〃
	H25. 12. 9（月） ～12. 14（土）	郡山市富久山町福原字 町裏38-1 （富久山自動車教習所）	㈱富久山自動車教習所 024-922-8070	10名	〃
	H26. 1. 17（金） ～1. 22（水）	いわき市小名浜字 宮下31-1 （いわき講習センター）	有南湖建設機械講習所 0248-22-1244	10名	〃
車両系建設機械運転技能講習、フォークリフト運転技能講習	H25. 12. 16（月） ～12. 25（水）	南相馬市原町区錦町1-27 （原町中央自動車教習所）	㈱原町中央自動車教習所 0244-23-2539	10名	〃



○放射線セミナー開催のご案内

福島広域雇用促進支援協議会より下記の日程でセミナー開催します。参加ご希望の方は、申込書が商工会にございますのでご連絡下さい。

《紹介文》

講演では、私たちがこれからも福島で仕事をし、子育てをし、生活していくにあたって、放射線とどう向き合うかを考えます。

はじめに、これまでのチェルノブイリで生じている放射線障害などから被ばくのリスクについて考察し、私たちが飲み込んでいる不安の要因を探ります。さらに、生活の中でわたしたちが努力することのできる

「外部被ばく」を低減する方法や「内部被ばく」をしないための食品選び調理方法について紹介します。子供達が外で遊ぶとき、農作業や庭仕事で土に触れるとき、自ら除染作業を行う時などに注意すべき点について考えます。

第1回	平成25年11月22日（金） 申込期限11月20日（水）	パルセいいざか 福島市飯坂町筑前27-1	各会場 お申込み順 100名	各会場 受付時間 14：00～ 講演時間 14：30 ～16：30 (2時間)
第2回	平成25年11月27日（水） 申込期限11月25日（月）	福島県ハイテクプラザ 郡山市待池台1丁目12		
第3回	平成25年12月 6日（金） 申込期限12月 4日（水）	原町生涯学習センター（旧サンライフ南相馬） 南相馬市原町区小川町322-1		
第4回	平成25年12月12日（木） 申込期限12月10日（火）	いわき市文化センター いわき市平字堂根町1-4		
第5回	平成25年12月20日（金） 申込期限12月18日（水）	安達公民館 二本松油井濡石3-1		

○特定地域中小企業特別資金のご案内

■解除区域等での事業継続・再開向け融資■

①対象者：

- A 避難区域が解除された地域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・再開する方
- B 避難指示解除準備区域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・再開する方又は事業再開の準備を行う方
- C 警戒区域、計画的避難区域又は居住制限区域において許可を得て事業を継続・再開する方
- D 特定避難推奨地点に事業所を有し事業を継続・再開する方

②資金使途：解除された区域等において事業を継続・再開するために必要な事業資金

(運転資金・設備資金)

③融資限度：限度額は以下のとおり（但し、月商の3ヶ月程度を目安とする）

(i) 小規模事業者（常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主）にあつては、500万円以内

(ii) (i)以外の事業者にあつては、1,000万円以内

④融資期間：10年以内（うち据置2年以内）

⑤融資利率：無利子

⑥担保：無担保

⑦保証人：代表者保証（法人の場合）

⑧繰上償還：随時可・手数料無料

⑨取扱期間：平成26年3月末融資実行分まで

⑩申込み先：商工会事務局までお問合せ下さい



○厚生年金保険料率変更のお知らせ

平成25年9月分から厚生年金保険料率がかわりました。

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年9月まで毎年改正されることになっており、「平成25年9月分（同年10月納付分）から平成26年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料率は、次のとおり変更となりました。

※この保険料率の改定については、従業員の皆様にもお知らせいただきますようご協力をお願いします。

【現行】
(平成25年8月分まで)

【変更後】
(平成25年9月分から)

一般の被保険者……16.766%



17.120%

○第3回創業補助金公募のご案内

～女性や若者等の地域での起業や後継者の新分野への挑戦を応援します～

地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業や既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する第二創業、また、海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業を支援することにより、地域における需要の創出、取り込みや中小企業・小規模事業者の活力の回復・向上を促すことで、経済の活性化を図ることを目的として、これらの起業・創業、第二創業を行う者に対して、その創業事業費等に要する経費の一部を補助します。

公募の受付・審査、補助金の決定・交付は、各都道府県の事務局が行います。

1. 補助対象者及び補助内容

(1) 補助対象者

起業・創業や第二創業を行う個人、中小企業・小規模事業者の皆様向けに国が認定する専門家などの助言機関(認定支援機関たる金融機関等)と一緒に取組んでいただきます。

1. 地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業[地域需要創造型起業・創業]を行う者
2. 既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する[第二創業]を行う者
3. 海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業[海外需要獲得型起業・創業]を行う者

(2) 補助内容

弁護士、弁理士などの専門家との顧問契約のための費用や広告費等、創業及び販路開拓に必要な経費に対して以下の補助率、補助上限額に基づき補助を行います。

なお、補助額が100万円に満たない場合は、補助の対象外とします。

	補助率	補助上限額
地域需要創造型起業・創業	3分の2	200万円
第二創業	3分の2	500万円
海外需要獲得型起業・創業	3分の2	700万円

2. 公募期間

平成25年9月19日(木曜)～平成25年12月24日(火曜)【当日必着】

※なお、10月21日(月曜)までに受付した案件については、先行して審査を実施し10月22日(火曜)以降の受付分につきましては、応募状況に応じて審査を行います。

3. 募集要項、応募申請書様式等

商工会事務局にございますので、お問合せ下さい。



○アンケート調査にご協力下さい！！

今回、いいたてタイムスと一緒に同封しました、アンケート調査についてご回答にご協力下さいますようお願いいたします。アンケートは、「飯舘村で事業再開している事業所様」用と「避難先で事業再開している事業所様・休業している事業所様」用の2種類となっておりますので、該当する方の用紙にご記入いただき同封しました返信用封筒にて**11月20日(水)必着**でお願いいたします。